



平成 30 年 2 月 15 日

各位

会社名 O A T アグリオ株式会社
代表者名 代表取締役社長 森 明平
(コード:4979、東証第一部)
問合せ先 取締役 総務部管掌 一野 展久
(TEL. 03-5283-0262)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 2 月 15 日開催の取締役会において、定款一部変更の件を平成 30 年 3 月 20 日開催予定の第 8 期定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

- ① 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものです。
- ② 将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするために、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）について変更するものです。

2. 定款変更の内容

別紙のとおりです。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成 30 年 3 月 20 日（火）
定款の効力発生日（予定）	平成 30 年 3 月 20 日（火）

以 上

〈別紙〉

2. 定款変更の内容

変更案の内容は以下のとおりです。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第4条(条文省略)	第1条～第4条(現行どおり)
第5条(機関の設置) 当社は、株主総会、取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> (4) 会計監査人	第5条(機関の設置) 当社は、株主総会、取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (削除) <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u>
第6条(発行可能株式総数) 当社の発行する株式の総数は、 <u>10,000,000</u> 株とする。	第6条(発行可能株式総数) 当社の発行する株式の総数は、 <u>18,000,000</u> 株とする。
第7条(条文省略)	第7条(現行どおり)
第8条(単元未満株式を有する株主の権利) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) (条文省略) (2) (条文省略) (3) (条文省略) (新 設)	第8条(単元未満株式を有する株主の権利) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) (現行どおり) <u>(4) 次条に定める請求をする権利</u>
第9条～第15条(条文省略)	第9条～第15条(現行どおり)
第16条(議決権の代理行使) 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. (条文省略)	第16条(議決権の代理行使) 株主は、当社の議決権を有する他の株主 <u>1名</u> を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. (現行どおり)
第17条～第18条(条文省略)	第17条～第18条(現行どおり)
第19条(取締役の員数) 当社の取締役は、3名以上とする。	第19条(取締役の員数) 当 <u>社</u> の取締役(<u>監査等委員である取締役</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第20条 (取締役の選任) 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略) 3. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第21条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>を除く。)</u>は、<u>3名以上とする。</u></p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、3名以上とする。</u></p> <p>第20条 (取締役の選任) <u>当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p> <p><u>4. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p><u>5. 補欠の監査等委員である取締役の選任にかかる決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第21条 (取締役の任期) 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員で</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第22条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条（取締役会の招集及び議長） （条文省略）</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. <u>取締役会は、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</u></p> <p>第24条（条文省略）</p> <p>第25条（取締役会の決議の省略） 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p><u>ある取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、</u>取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条（取締役会の招集及び議長） （現行どおり）</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第24条（現行どおり）</p> <p>第25条（取締役会の決議の省略） 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第26条（<u>重要な業務執行の決定の委任</u>） <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に定める事項を除く。）の決定の全部または一部の決定</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第26条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条 (取締役の責任免除) (条文省略) 第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第28条 (監査役の員数) <u>当会社の監査役は、3名以上とする。</u></p> <p>第29条 (監査役の選任) <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第30条 (監査役の任期) <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任し</u></p>	<p><u>を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第27条 (取締役会の議事録) <u>取締役会における議事については、法令に定めるところにより、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>第28条 (取締役会規程) <u>取締役会に関する事項については、法令及び本定款に定める事項のほか、取締役会の定める取締役会規程による。</u></p> <p>第29条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第30条 (取締役の責任免除) (現行どおり) 第5章 監査等委員会 (削 除) (削 除) (削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>た監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>第31条（常勤の監査役）</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>第32条（監査役会の招集）</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手續きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>第33条（監査役会の決議の方法）</u> <u>監査役会の決議は、法令の別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p><u>第34条（監査役の報酬）</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>第35条（監査役の責任免除）</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の</u></u></p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p><u>第31条（監査等委員会の招集）</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手續きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>第32条（監査等委員会の決議の方法）</u> <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>第33条（監査等委員会の議事録）</u> <u>監査等委員会の議事については、法令で定めるところにより、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p><u>第34条（監査等委員会規程）</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定める事項のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第<u>36</u>条～第<u>41</u>条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第<u>35</u>条～第<u>40</u>条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p><u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第8回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>（監査役の責任限定契約に関する経過措置）</u></p> <p><u>第8回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p>